

ライブストランにおける新型コロナウイルス感染 拡大予防ガイドライン

令和 2 年 10 月 14 日策定

令和 2 年 12 月 11 日改訂

令和 3 年 4 月 14 日改訂

令和 3 年 10 月 15 日改訂

令和 3 年 11 月 15 日改訂

令和 4 年 2 月 28 日改訂

令和 4 年 5 月 13 日改訂

令和 4 年 7 月 1 日改訂

令和 4 年 12 月 18 日改訂

令和 5 年 3 月 13 日改訂

日本ライブストラン協会

目次

1. はじめに
2. ライブレストランの定義
3. 店舗内の各所における対応策
 - (1) レストランスペース内
 - (2) ステージ
 - (3) 店舗入口/受付
 - (4) 楽屋、控室
 - (5) トイレ
 - (6) 物販
 - (7) 厨房等の安全衛生管理
 - (8) 従業員の健康管理
 - (9) 出演者への対応
 - (10) 周知・広報
 - (11) 公演中に感染が疑われる者が発生した場合の対応策
 - (12) 公演終了後の対策

1. はじめに

本ガイドラインでは、ライブハウス・ライブホールや外食事業についてのガイドラインを参考に日本ライブレストラン協会会員内にて十分議論をおこない、新型コロナウイルス感染症予防の観点から会員から頂戴したご意見・コメントも踏まえて、場面ごとに具体的な感染拡大予防措置を示しています。なお、オミクロン株等の変異株の拡大など、刻一刻と変化する感染状況に合わせ、柔軟な対策を講じる必要があります。

ライブレストランは、来店者が立って鑑賞するライブハウスとは異なり、レストランと同様、来店者ごとにテーブルと椅子を用意し、着席した状態でディナー等を楽しみながらジャズや歌謡曲などのステージを鑑賞する形となっております。原則的に立ち見は無く、密集して盛り上がるようなことや、観客が大きな声援を上げることはありません。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染の動向や専門家の知見、実演家団体等の意見等を踏まえ、必要に応じて適宜かつタイムリーに改訂を行うものといたします。

2. ライブレストランの定義

ライブレストランは飲食業に近い業態でライブハウス・ライブホールとは似て非なるものであり、以下の定義に合う業態を指すものとします。

- ・原則として自主事業を行っていること。
- ・音響、照明が備えられた常設のステージ上で生演奏があること。
- ・ほぼ常時有料ライブが開催されており、フード、ドリンク両方の飲食料金とは別にライブ演奏観覧料が設定されていること。
- ・すべての客ごとに指定されたテーブルと椅子が常設されており、食事と公演中の観覧時の場所が指定されていること。
- ・大部分でスタッフによる飲食の配膳提供がなされていること。
- ・客はショーを鑑賞しに来場しており、公演を妨げる客の会話等に関しては、スタッフが注意を行っていること。
- ・厨房室がホール室とは別に設置されており、飲食店営業許可を取得していること。
- ・原則的に客は着席して鑑賞しており、立ち見は無いこと。
- ・消防法で定められたキャパシティ内で営業をしていること。
- ・店舗として適切に演奏権の処理をおこなっていること。

3. 店舗内の各所における対応策

(1) レストランスペース内

1. テーブル、カウンター、会場内のドアノブや手すり等不特定多数が触れやすい場所（高頻度接触表面）は適宜消毒を行ってください。なお、消毒薬は、当該場所に最適なものの（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html）を用いるようにする必要があります。
2. 公演の前後及び公演の休憩中などでの定期的な窓や扉の開放や、機械換気等により適切な店内の換気を行ってください。その際、必要な換気量（一人当たり換気量 30 m³/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度が一定水準（目安 1,000ppm）を超えないように、例えばCO₂センサーの使用等により換気状況を把握するようにしてください。HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も可とします。
※二酸化炭素濃度が一定基準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法も検討すること。
〈新型コロナウイルス感染症対策分科会「感染拡大防止のための効果的な換気について」等を参考に取り組む。〉
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf
3. 乾燥により湿度が下がる場合は、湿度が 40%～70%を目安に適切な加湿を行ってください。
4. テーブル席では、座席の間は、飛沫感染予防のためにパーティション等で区分するか、できるだけ 1 m 以上の間隔を空けて座れるように配置を工夫してください。カウンター席は密着しないように適度なスペースを空けるか、カウンターテーブルに隣席とのパーティション（アクリル板等）等で区分できるようにするなどし、横並びで座る人に飛沫が飛ばないように配慮してください。但し、カウンターテーブルにおいて隣同士の会話がなない場合はその限りではありません。
5. 少人数の家族や日常的に接している少人数の知人等の同一グループ、介助者が同行する高齢者・乳幼児・障がい者等が同席する場合は、上記の対応は必要ありません。
6. グループ間の安全を確保するために、他のグループはできるだけ 1 m 以上の間隔を空け店舗内のスペースや構造上、物理的に間隔を空けた席の配置が難しい場合は、パーティションの設置や、スペースに余裕がある場合は斜めでの着席などを工夫してください。
7. 出来るだけテーブル・カウンター上にも手指消毒用の消毒液を設置してください。同グループで着席する人数に関しては、各自治体からの要請または協力依頼に応じてください。
8. ビュッフェやサラダバーを利用する際は、利用者が一回の料理取り分けごとに新たな小皿を使用するとともに、手指の消毒を徹底してください
(使い捨て手袋の着用は求めない)。
9. 来店者同士のグラスやお猪口の回し飲み、スプーン・箸等の食器の共有・使い回しは避けるよう、掲示等により注意喚起を行ってください。
10. スタッフには、手指消毒薬を携帯させ、汚染した可能性がある場合に消毒することを徹底させてください。また、目に見える汚れがある場合には石鹸・流水による手洗い

を徹底させてください。来店者も手指消毒を行ってから入場するようにし、テーブル等に手指消毒薬を配置するなどしてください。

- 11.ユニフォームや衣服はこまめに洗濯するように努めてください。
- 12.ルールやマナーを遵守できない来店者は退場を促してください。
- 13.飲食の提供については、「外食業の事業継続のためのガイドライン」も参照し、遵守するようにしてください。

(2) ステージ

- 1.出演者（演奏者・歌唱者等）と来店者との距離を、お互いに触れ合わない程度の間隔を目安として設けてください。
- 2.来店者と接触するような演出（声援を惹起する、来店者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は禁止してください。
- 3.休憩中のトイレ混雑を避けるため、休憩時間を十分にとれる時間配分を行ってください。また、トイレの混雑が予測される店舗の場合、密にならないよう同時使用人数を必要に応じ制限するとともに、お互いに触れ合わない程度の間隔を空けた整列を促してください。

(3) 店舗入口/受付

- 1.以下の場合には、入場しないよう要請してください。
 - ① 来店時に検温を行い、体温が37.5℃以上の場合、または37.5℃未満でも平熱より高いことが明らかな場合
 - ② 咳・咽頭痛などの症状（軽度なものを含む。）がある場合
- 2.入場時の検温等により、有症状を理由に入場できなかった際、有症状者の入場を確実に防止するための措置（チケット代の払い戻し等）を講じて下さい。（来店予定の方の中に体調不良等の方がいて来店の前で予定がなくなる場合には、早めにキャンセルの連絡を入れるよう、予約時にお伝えしてください。）
- 3.店舗のすべての入口に、手指消毒用の消毒液を設置し、来店者の入場時に手指消毒をお願いしてください。消毒液の不足が生じないよう定期的に残量点検を行う必要があります。
- 4.店舗入口の行列では、人と人が触れ合わない程度の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫してください。
- 5.持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。
- 6.余裕を持った入場時間を設定し、時間差での入場、開演時間の前倒し等の工夫を行ってください。
- 7.現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売やキャッシュレス決済を推奨します。
- 8.入場時のチケット確認を行うスタッフは手指消毒を徹底し、ユニフォームや衣服はこまめに洗濯してください。

(4) 楽屋、控室

- 1.常時機械換気等により換気を徹底してください。
- 2.テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行ってください。
- 3.楽屋等出演者の控室では、手や口が触れる皿やコップについては、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を行い、対応が難しい場合には使い捨ての皿やコップを使用してください。

(5) トイレ

- 1.不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行ってください。
- 2.共用のタオルの利用は避け、ペーパータオルを設置するか、個人のハンカチ等を使うように促してください。ハンドドライヤーを使用する場合は、清掃を適時行い衛生管理に努めてください。
- 3.密にならないようトイレの同時使用人数を必要に応じ制限するとともに、人と人が触れ合わない程度の間隔を空けた整列を促すようにしてください。
- 4.常時機械換気等により換気を徹底してください。

(6) 物販

- 1.現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売や、キャッシュレス決済を推奨します。また、会計処理時に、現金、クレジットカード等の受け渡しが発生する場合には、適時手指の消毒を行ってください。
- 2.混雑時は利用制限を行ってください。来店者に向けて、人と人が触れ合わない程度の間隔を開けて整列をしていただくように案内を行ってください。
- 3.物販エリア内の換気を徹底してください。
- 4.物販に関わるスタッフは手指消毒を徹底し、ユニフォームや衣服はこまめに洗濯してください。
- 5.ディスプレイ用のウィンドウ等は、適時消毒をしてください。

(7) 厨房等の安全衛生管理

- 1.食品を扱う者の健康管理と衛生管理を徹底してください。
- 2.食品残渣、鼻水、唾液などが付いた可能性があるゴミ等の処理はビニール袋等に密閉して縛り、回収してください。

(8) 従業員の健康管理

- 1.普段から、連絡票やチェックシート、健康観察アプリなどを活用し、従業員の毎日の健康状態を把握してください。
- 2.食品を扱う者の健康管理と衛生管理を徹底してください。特に衛生管理については、定

期的に、かつ、就業開始時や他者の接触が多い場所などに触れた後、清掃後、トイレ使用後に、手指消毒や手洗いを実施してください。

- 3.体調が悪い場合は出勤せず、自宅療養する内部ルールの設定・遵守を徹底してください。
65歳未満の重症化リスクの少ない者であって、症状が軽い又は無症状の方は、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡することで、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることが可能です。
- 4.店舗（事業者）の体制が整う場合は、体調の悪い従業員に対し、抗原簡易キットを活用した検査を実施してください。
- 5.抗原簡易キットの購入にあたっては、下記を遵守してください。
 - ① 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること。
 - ② 国が承認した抗原簡易キットを用いること。
- 6.これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL を参照してください。
「職場における積極的な検査等の実施手順（第3版）について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000819050.pdf>
「職場における積極的な検査の促進について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>
- 7.ワクチン接種については、厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」等を参照してください。
- 8.従業員の感染が疑われる場合は、最寄りの保健所、医療機関、受診・相談センター等のウイルス検査・受診を案内してください。
- 9.感染した従業員、もしくは感染疑いのある従業員が出勤しないように徹底してください（濃厚接触者の判断や外出などについては政府や各自治体の方針に従うものとする）。
- 10.従業員に対し、ワクチン接種を受けないことによる差別や不当な対応をしないでください。
- 11.海外渡航歴を有する従業員への対応は、日本入国時の検疫措置(厚生労働省 HP「水際対策など」参照)を参考に判断してください。

(9) 出演者への対応

- 1.出演者を含む公演関係者は、日々の体調管理を行います。以下のいずれかに該当する者は業務に従事させないこととし、検査を促します。公演関係者が陽性判定を受けた場合でも、他の公演関係者に対して濃厚接触者の特定や行動制限を行う必要はありません。ただし、自治体によっては保健所による濃厚接触者の特定を実施するため、公演開催地自治体の最新の方針を確認します。
 - ・業務に従事する当日または前日に発熱がある者（目安として 37.5 度以上、または 37.5 度未満でも平熱よりも高い）
 - ・その他、新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状がある者
 - ・新型コロナウイルス陽性判定を受け、保健所等により定められる療養期間が経過していない者
 - ・保健所に濃厚接触者と判断された場合は必要な期間の待機等を行うこと

- 2.本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底を図ってください。
- 3.機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限するようにしてください。
- 4.その他、リハーサルや仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講じるようにしてください。
- 5.入店時に検温を行ってください。

(10) 周知・広報

- 1.感染予防のため、来店者に対し以下について事前に周知してください。
 - 咳エチケット、手洗い・手指の消毒の徹底
 - 会話を短く切り上げるといった対応の重要性
 - 人と人が触れ合わない距離の確保
 - 来場時に検温を実施し、体温が37.5°C以上の場合、または37.5°C未満でも平熱より高いことが明らかな場合は入店できないこと
- 2.来店前の検温の実施の要請のほか、来店を控えてもらうケースを事前に周知するようにしてください。
- 3.本ガイドラインに従った取組を行う旨をホームページやSNSで公表してください。

(11) 公演中に感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- 1.感染が疑われるものが営業中に発生した場合、速やかに然るべき方法で隔離を行ってください。また、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。
- 2.速やかに協会へ報告ください。

(12) 公演終了後の対策

- 1.退場時、来店者には人と人が触れ合わない程度の間隔を確保して退場するようにご案内ください。

以 上